

1. 生徒心得

生徒は、知を学び、徳を学び、心身の鍛練に努め、社会に貢献できる人間となることを目指し、先人の教えを伝承しながらより良い校風の樹立に努めなければならない。

<校内生活>

1 通 学

登下校は所定の時間を厳守する。また、自転車やバイクは所定の場所に停める。車による送迎 の場合は MASUDA スタジアムで乗降する。

2 欠席・遅刻・欠課・早退

- (1) 日課時間を厳守する。また、欠席・遅刻等については保護者が必ず学校に連絡する。
- (2) 登校後放課後までは無断で外出してはならない。但し、特別に外出・早退を必要とする場合はクラス担任に許可を受け、生徒個人カードを携帯する。
- (3) 緊急の場合を除き、疾病等での通院は可能な限り放課後とする。

3 許 可

後の届け出一覧を参照のうえ、必要に応じて適正な手続きをとる。特別な事情がある場合には、担任および生徒支援部の指導に従う。

4 風 紀

- (1) 人権侵害行為・その他不当な行為は絶対にしてはならない。尚、学校に不必要な物は携帯しない。
- (2) 校内外を問わず本校生としての誇りと品格を保ち、男女の交際は互いの人格を尊重しながら誤解を招くような行動は慎む。

6 弁当、パン購入手順及び校内の飲食について

<以下の規則を守り個人で購入する>

(1) 購入可能時間

弁当⇒前日までに注文しておく(ペコフリー)。
パン⇒月曜日・水曜日・木曜日の昼休みに販売する。
ジュース⇒自動販売機で、朝・休み時間・放課後に購入してよい。
※上記以外の時間は購入しない。

(2) 諸注意

- (ア) 昼食は自分の教室で食べる。
○個人的理由や生徒会活動、部活動等での昼食場所変更については担任や顧問の指示がある場合のみ許可する。
(ikoi も可とする)
○昼食で出たゴミは、各自で必ず持ち帰る。
○昼休みの外出は、担任の許可を得て許可証を携帯する。
- (イ) 飲食しながら校内外を歩かない。
- (ウ) 校内への菓子類(飴・ガム・スナック菓子など)は持ち込まない。
- (エ) 校内での飲食は、始業前、昼食時間、放課後とする。

7 教室のカーテンの開閉について

教室のカーテンは昼休み時間・移動教室の時・放課後は全て開けておく。(盗難防止や問題行動の未然防止のため)

<校外生活>

校外における活動全般については、安全かつ健全な活動を心がける。

1 交 通

交通法規を遵守し、生命尊重を第一に思いやりのある落ち着いた行動をとる。

2 許 可

学校主催以外のものはすべて保護者の責任のもと許可する。

○ボランティア活動 ○キャンプ・登山の野外活動 ※届け出一覧参照

注意

- (1) 校外の各種団体の主催する会及び催し物への出場・参加については、教育的かつ高校生としてふさわしいものだけを選択する。
- (2) アルバイトは原則として許可しない。但し、家庭の事情などやむをえない場合に限り検討し認めることがあるが、その際は保護者承認の上、クラス担任を通じて生徒支援部へ申請し許可を得なければならない。
- (3) 高校生の政治的活動等については、満 18 歳(誕生日の前日)からそれが認められる。しかし、校内の施設・設備を利用したものや放課後の部活動等の諸活動において政治的活動等をしてはならない。また、校外において政治的活動を行う場合には公職選挙法を遵守する。
(政治的活動等で認められないものの例)
 - ・生徒同士で選挙の投票を依頼するために食事をおごる、弁当やジュース等を渡す、またもらう。
 - ・候補者のポスターなどをはがしたり、傷つけたり、落書きをする。
 - ・インターネット等あらゆる手段で候補者をからかったり名誉を傷つけたりする。
 - ・票を得る目的で署名活動を行う。
 - ・不特定多数に特定の候補者を応援する内容のメールを送信する。また、それらを転送する。
 - ・政治家から金品や菓子などをもらう。
 - ・18 歳未満の者(きょうだいや後輩、友人などを含む)に選挙運動を行わせる。

3 風 紀

- (1) 飲酒・喫煙・無免許運転(無断運転免許取得)等をしてはならない。
- (2) 在学中は成年になっても未成年者立ち入り禁止の場所には、出入りしない。
- (3) 生徒間において金品の貸し借りや物品の販売をしてはならない。

4 携帯電話

携帯電話の構内への持ち込みについては同意書等注意事項を厳守した上で持ち込みを許可することとする。

- (1) 学校への持ち込みは許可するが、学校内での利用については制限がある。
- (2) 災害・事故等の緊急時には個人の判断で利用を許可する。
- (3) 携帯電話・スマートフォンについて、学校の保証義務はないものとする。
- (4) 紛失や故障等への対応を理解しておく。
- (5) 学校施設内で不適切な利用が発見された場合は指導の対象となる。

5 SNS 利用に関する規定

ネットを利用しての書き込み等について下記のような行為をした場合には、警察と連携して対応し、保護者召喚の上、生徒支援部で指導を行う。被害者が重大な損害を被った場合は、特別指導の対象とする。

- (1) ネット上に他人の誹謗・中傷をした場合
- (2) ネットを利用して仲間外れまたは、個人攻撃をするような書き込みをした場合
- (3) 無断で他人の写真や映像を投稿した場合
- (4) ネットを利用して非行行為や不良行為に関わる書き込みをした場合
- (5) 上記(1)～(4)以外にもネットによるトラブルがあった場合 ※保護者召喚時の出席・・・生徒支援部主任・学年主任・担任

6 その他

- (1) 夏季・冬季・連休における長期の休業中については、「休業中の生徒心得」を別途配布する。
- (2) 携帯電話(スマートフォンやゲーム機等を含む)は校内での無断使用を禁止する。
- (3) 学習活動に必要なもの(トランプ、漫画、ゲーム、音楽機器など)の校内への持ち込みを禁止する。
- (4) 無断で原付自転車、バイク、自動車等の免許を取得しない。